

福岡県過疎地域持続的発展計画

(令和3年度～令和7年度)

福岡県

(令和4年6月改訂)

目 次

第1 基本的な事項	
1 基本方針	1
2 計画の期間	2
3 基本目標	2
4 計画の達成状況の評価に関する事項	2
第2 分野別の施策	
I 地域の未来を見据えた取組の推進	
1 次代を担う「人財」の育成	3
2 移住・定住・地域間交流の促進	3
(1) 移住・定住の促進	3
(2) 地域間交流の促進	5
3 選ばれる地域の実現	5
(1) 農山漁村の振興	5
(2) 地場産業等の振興	5
(3) 企業の誘致推進	6
4 地域における情報化	6
5 再生可能エネルギーの利用の推進	7
II 誰もが住み慣れたところで「働く」、長く元気に「暮らす」、子どもを安心して産み「育てる」ことができる地域づくり	
1 産業の振興	8
(1) 農業の振興	8
(2) 林業の振興	8
(3) 水産業の振興	9
(4) 地場産業等の振興	9
(5) 企業の誘致推進	10
(6) 創業の促進	10
(7) 商業の振興	10
(8) 情報通信産業の振興	10
(9) 観光の振興	10
2 医療の確保	11
3 集落の整備	11
4 地域文化の振興等	12
5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、子育て環境の確保	12
(1) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	12
(2) 子育て環境の確保	13
6 教育の振興	13
III 暮らしと産業を支える社会基盤の整備	
1 交通施設の整備、交通手段の確保	14
(1) 国道、県道及び市町村道の整備	14

(2) 農道、林道の整備	14
(3) 港湾及び離島航路の整備	14
(4) 交通手段の確保対策	14
2 生活環境の整備	15
第3 施策一覧	
I 地域の未来を見据えた取組の推進	
1 次代を担う「人財」の育成	16
2 移住・定住・地域間交流の促進	17
3 選ばれる地域の実現	18
4 地域における情報化	20
5 再生可能エネルギーの利用の推進	21
II 誰もが住み慣れたところで「働く」、長く元気に「暮らす」、子どもを安心して 産み「育てる」ことができる地域づくり	
1 産業の振興	22
2 医療の確保	28
3 集落の整備	29
4 地域文化の振興等	30
5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、子育て環境の確保	30
6 教育の振興	32
III 暮らしと産業を支える社会基盤の整備	
1 交通施設の整備、交通手段の確保	33
2 生活環境の整備	35
○ 過疎地域市町村に対する行政上の援助（再掲）	
I 地域の未来を見据えた取組の推進	37
II 誰もが住み慣れたところで「働く」、長く元気に「暮らす」、子どもを安心して 産み「育てる」ことができる地域づくり	39
III 暮らしと産業を支える社会基盤の整備	42

第 1 基本的な事項

1 基本方針

多岐にわたる過疎対策事業を活用し、道路や下水道など生活環境の整備に取り組んできた結果、生活環境の整備は着実に進んできたが、市町村道の改良率・舗装率や下水道の汚水処理人口普及率など、県全体と比較すると依然として低い整備状況にある。雇用情勢については、産業振興施策などにより、県全体で改善傾向が続いてきたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により令和2年度の有効求人倍率は低下し、過疎市町村の多い筑豊地域は県全体の水準を下回っている。また、全国的に少子高齢化、人口減少が進む中、本県過疎地域でも人口減少が進み、高齢化がさらに進んでいる。このため、集落の小規模化、高齢者の割合の高い集落の増加により、集落機能が低下し、生活の維持確保が困難となることが危惧される。

一方で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、地方移住への関心の増加、テレワークの普及等、人々の行動・意識の変化、働き方の変化がみられ、地方への移住の機運が高まっている。この機会を捉え、地域間交流を促進し、交流人口や関係人口の拡大を図ることが重要である。

本県においては、福岡県過疎地域持続的発展方針にて定めた3つを柱とした基本的な方向のもと、過疎対策を進めていく。

なお、本県では、通勤・通学等の人口動態、地理的状況、歴史的経緯等を総合的に勘案の上、15の広域地域振興圏域を設定し、それぞれの地域資源、地域特性を生かした広域的施策を展開している。

過疎地域の振興に際しても、過疎関係市町村への情報提供に努めるとともに、施策の実施にあたっては、こうした広域的な連携を活用し、過疎地域の市町村の区域を超える広域にわたる施策、市町村相互間の連絡調整並びに人的及び技術的援助その他必要な援助を行うよう努める。

3つの柱と13の分野別施策

I 地域の未来を見据えた取組の推進

- 1 次代を担う「人財」の育成
- 2 移住・定住・地域間交流の促進
- 3 選ばれる地域の実現

- 4 地域における情報化
- 5 再生可能エネルギーの利用の推進

Ⅱ 誰もが住み慣れたところで「働く」、長く元気に「暮らす」、子どもを安心して産み「育てる」ことができる地域づくり

- 1 産業の振興
- 2 医療の確保
- 3 集落の整備
- 4 地域文化の振興等
- 5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、子育て環境の確保
- 6 教育の振興

Ⅲ くらしと産業を支える社会基盤の整備

- 1 交通施設の整備、交通手段の確保
- 2 生活環境の整備

2 計画の期間

令和3年度から令和7年度

3 基本目標

過疎地域における人口の社会減の改善

R2年における過疎地域の人口の社会減との比較。
ただし、一部過疎地域（飯塚市、柳川市、宗像市、うきは市、朝倉市）については、市全体の数値に基づく。

・ 過疎地域の社会増減数（R2年）

過疎市町村 （特定市町村含む）
▲3,164人

4 計画の達成状況の評価に関する事項

毎年度、計画の実施状況を確認し、知事と県内過疎関係市町村長及び経過措置が適用される特定市町村の長で構成する「福岡県過疎地域振興協議会」に報告する。

第2 分野別の施策

I 地域の未来を見据えた取組の推進

1 次代を担う「人財」の育成

人材を確保し、地域にいる人を育てて地域の活力を向上させるために、地域全体で人材育成に取り組む体制づくりを進めていく。具体的な例は次のとおりである。

① 地域における創業の支援

地域資源の活用や地域の課題解決をテーマとしたビジネスプランコンテスト等の開催を通じて、革新的なビジネスアイデアを有する創業希望者を県内外から呼び込む。そして、地域中小企業支援協議会を中心に地域ぐるみの創業支援を行い、県内への移住及び創業を促進し、地域における人材の確保を図る。

② 地域を支える人づくり

地域の特性を活かし、次代を担う子どもたちのリーダーシップや生きる力、郷土に対する誇りを育むとともに、将来、地域の活性化を担う人材育成に取り組む。

また、観光まちづくりを牽引する地域の観光人材や、各地域の住民が主体となってその地域の観光名所などの解説・案内を行う観光ボランティアガイドや観光案内所、地域文化の魅力を伝える活動を行う文化ボランティアなどの人材を育成し、その活動を支援していく取組を進めていく。

さらに、地域おこし協力隊の任期終了後の定住支援に取り組むことにより、地域を担う人材の確保を図る。

③ 専門人材の活用

過疎地域の持続的発展に資する多様な人材を活用し、市町村の施策の企画立案、指導・助言、関係者調整等の支援を行う。

また、民間企業の知見、ノウハウを活かす「地域活性化起業人」制度の活用を促進する。

2 移住・定住・地域間交流の促進

(1) 移住・定住の促進

① 移住相談体制や情報発信の充実

首都圏などからの移住・定住を促進するため、県の移住相談窓口でのきめ細かな相談対応に加え、移住希望者からの相談に24時間365日自動応答する

サービス（AIチャットボット）やオンライン相談会により相談体制の強化を図るとともに、移住希望者のニーズにきめ細かく対応するために市町村が設置する相談窓口（移住コンシェルジュ）の取組を支援する。

また、「移住・定住ポータルサイト」の拡充や、オンラインセミナーの開催、SNSの活用により、移住を希望される方への情報発信を強化する。

② 「転職なき移住」の促進

移住者を受け入れるための環境整備を進めるとともに、コワーキングスペース（※）やシェアオフィスを利用したテレワークの推進、サテライトオフィス誘致による雇用機会の創出などにより、「転職なき移住」を促進することで過疎地域への移住促進を図る。

※コワーキングスペース

複数の企業が共同で利用する場。特に利用者の連携・交流を促す特徴的な機能・空間等を有するオフィスあるいはスペース。

③ 県内就職の促進

東京圏等のUIJターン就職支援協定締結大学とも連携し、県外在住者向けに県内企業の魅力発信や求職者と企業の出会いの場の提供を行うとともに、個別就職相談支援を行うなどにより、県内就職の促進を図る。

また、地元企業の魅力を県内の高校生、大学生に紹介し、理解を深めることで企業規模や知名度に捉われない職業選択を促進し、地元定着を図る。

④ 地域おこし協力隊の定住促進

地域特産品の開発や観光振興など幅広い分野で活躍し、地域の担い手となっている地域おこし協力隊については、起業・就業等の支援に取り組むことにより、任務終了後の定住を促進する。

⑤ 空き家を活用した定住促進

「福岡県版空き家バンク」や「福岡県空き家活用サポートセンター」の運用により、市町村による空き家の掘り起こしを支援し、市場へ流通させることで、空き家を活用した定住促進を図る。

⑥ 中山間地域の受入環境の整備

農林業を営みながら他の仕事にも携わり、双方で生活に必要な所得を確保する「半農半X」を推進することで、中山間地域への移住・定住を促進する。

(2) 地域間交流の促進

地域間交流を促進するため、豊かな自然、文化、歴史遺産等の地域資源を活用した観光振興、新鮮な農産物や伝統工芸品を活用した特産品の開発・販売、体験型プログラムや体験型旅行商品の造成、グリーンツーリズムを進めるとともに、スポーツイベントやスポーツツーリズムなどスポーツを通じた交流人口の拡大を図る。

さらに、宿泊施設におけるワーケーション(※)の取組を支援することにより、交流人口の増加を図る。

また、都市住民に農山漁村の魅力を浸透させ、農山漁村の住民に他の地域の住民を受け入れる意識の醸成を図ることで、日常的な都市と農山漁村との交流を進めるとともに、出会い・結婚応援のための多様な出会いの場の提供を行い、地域間交流を促進していく。

※ワーケーション

仕事(Work)と休暇(Vacation)を組み合わせた造語。テレワーク等を活用し、普段の職場や居住地から離れ、リゾート地などの地域で普段の仕事を継続しながら、その地域ならではの活動も行うもの(活動例:休暇、研修、地域交流、ローカルイノベーション創出等)。

3 選ばれる地域の実現

(1) 農山漁村の振興

過疎地域の基幹産業である農林水産業の振興を図るため、高品質な農林水産物の安定生産による供給力の向上と生産コストの低減を図るとともに、地域の農林水産物を活用した6次化商品の開発などにより収益性向上を図る。

また、過疎地域の集落機能の維持と地域資源・環境を保全していくためには、農地・農業用道水路等の適切な保全管理や農村環境の保全等に向けた取組に加え、都市部との時間的距離が近い立地条件を活かし、直売所を生かした地域振興や、農山村地域と都市の企業などの共助活動、各地域が持つ資源や食文化などを活かした体験や交流イベントの取組を推進する。

(2) 地場産業等の振興

伝統的工芸品や特産民工芸品などの伝統工芸産業の後継者の確保や育成、技術開発力の向上、販路拡大等を促進する。

また、農林水産物等の地域資源を活用した異業種連携や農商工連携により、地域特産品の開発を推進するとともに、首都圏での物産展の開催やテスト販売、

農林水産まつりや物産フェア等のイベントの実施による都市との交流促進により、地域特産品の販路を拡大する。

筑豊地域では、地場企業の技術力向上や設備の高度化等を進めることにより、自動車産業をはじめとした付加価値の高い産業への参入を促進するとともに、飯塚研究開発センターによる研究開発支援により地場産業の振興を促進する。

大牟田地域では、金属や化学工業で蓄積された技術や人材を活用し、環境リサイクル産業の育成、集積を図るとともに、臨海部における企業遊休地を活用した新たな産業の集積を促進する。

これらの地場産業の中核を担う中小・小規模企業者に対し、設備の高度化や経営革新を促進するため、民間専門家による助言を行うほか、制度融資による長期・低利の資金を融資する。

また、人手不足等の経営課題を解決するため、福岡県中小企業生産性向上支援センターによる業務プロセスの改善や自動化による取組への支援により、中小企業の生産性向上を促進する。

(3) 企業の誘致推進

旧産炭地域では、産業団地の選定や公的施設の活用により、自動車関連企業や情報通信産業、環境エネルギー産業など新たな産業の誘致・集積を推進する。

山村地域では、農業と産業の均衡ある発展のため、農村地域への産業の導入促進に係る制度の活用による産業団地の整備を推進し、企業誘致による新たな雇用の場を創出する。

4 地域における情報化

都市部との情報格差を解消するため、先端技術を活用したDXパイロットプロジェクト(※)を実施するとともに、5G環境の整備などの情報通信インフラの整備等を促進する。

また、市町村業務の標準化、標準システムへの移行及び共同化など、市町村行政手続きのオンライン化を推進する。

地域の基幹産業である農林水産業においては、スマート機械の導入やデジタルデータの活用を通じ、高品質な農林水産物の安定生産を進め、稼げる・魅力ある農林水産業を目指す。

観光分野においては、新型コロナウイルス感染症の影響により皆減となった外国人観光客の回復を図るため、デジタルを活用したプロモーションを推進するとともに、観光ビッグデータ等の収集、分析により、観光振興施策に係るPDCAサイクルを確立し、デジタルマーケティングを推進する。

また、働く場の創出については、コロナ禍でテレワークやワーケーションなど、地方にしながら都市部の企業の仕事を行うような新たな働き方の導入が進んでいることから、情報通信基盤やサテライトオフィスの整備など過疎地域であっても働きやすい環境を整備することで、地方への新たな人の流れを創出する。

※DXパイロットプロジェクト

デジタル技術により社会や生活をより良いものに変革するDX（デジタル・トランスフォーメーション）に関する試験的事業。

5 再生可能エネルギーの利用の推進

太陽光や小水力、バイオマスなど、地域における再生可能エネルギーの利用拡大について、市町村等が行う取組を支援する。

また事業者からの要望に応じて専門知識を有するアドバイザーを派遣し、再生可能エネルギーの円滑な導入を促進する。

さらに、導入検討に必要な基本データを提供する「再生可能エネルギー導入支援システム」をインターネット上に公開し、事業者等における再生可能エネルギー導入に向けた取組を支援する。

林業においては、再生可能エネルギーの利用促進の観点から間伐材等のエネルギー源としての利用を進めるため、木質バイオマスボイラーの導入や木質チップ製造施設等の整備を促進する。

Ⅱ 誰もが住み慣れたところで「働く」、長く元気に「暮らす」、子どもを安心して産み「育てる」ことができる地域づくり

1 産業の振興

(1) 農業の振興（再掲含む）

生産性の向上を図るため、優良農地の確保とその有効活用の促進、意欲ある担い手への農地の集積・集約化を促進するとともに、農地、農業用水利施設等の農業生産基盤の整備を推進する。また、県産農産物の競争力強化に向け、品種開発の加速化、安定生産による供給力の向上、ブランド戦略の展開、輸出の拡大により販路拡大を図る。

農業者の減少や高齢化に対応するため、新規就農者の育成・確保、女性農業者の経営参画を促進するとともに、水田農業では個別大規模農家や法人化した集落営農組織といった永続性のある担い手の育成・確保、園芸農業では雇用型経営の導入を推進する。

畜産については、生産コストの低減やブランド化を推進するとともに、防疫対策を徹底し、安全で高品質な畜産物供給を推進する。

過疎地域の集落機能の維持と地域資源・環境を保全していくため、農地、農業用道水路等の保管理や農村環境の保全等の取組に加え、直売所を生かした地域振興や、各地域が持つ資源や食文化などを活かした農山村地域と都市との交流を推進する。

鳥獣被害発生地域では、侵入防止柵の整備や捕獲機材の導入などの被害防止対策を推進する。

中間・山間地域では、棚田を活用した観光交流、土地条件や気候条件を活かした茶、果樹、野菜、花き、花木等の生産を推進する。

(2) 林業の振興

林業経営が成り立つ人工林においては、主伐による原木供給の拡大を推進するとともに主伐後に着実な再生林を行う。また、需要拡大を図るため、建築物の木造・木質化や輸出を推進する。さらに、原木生産の効率化や造林・育林の低コスト化、木質バイオマスとしての利用を促進するとともに、しいたけ、たけのこ等の特用林産物の生産関連施設の整備を促進する。

林業従事者が減少・高齢化していることから、林業経営体を支える新規就業者の確保、林業作業士や森林施業プランナー等効率的な林業経営の推進に必要な技術・知識を持った人材を育成する。

森林の整備・保全を通じ、災害に強い森林づくりを推進するとともに、林

業経営が成り立たない人工林においては、福岡県森林環境税による荒廃森林の未然防止のための強度間伐、県民参加の森林（もり）づくり等の取組により、健全で活力ある森林を造成する。

（３）水産業の振興

漁港・漁場などの生産基盤の整備、種苗放流、資源管理及び漁場の環境保全による水産資源の維持、ノリ・カキ等の養殖業の安定化、低コスト化、省力化等のための共同利用施設や安全安心な水産物出荷のための流通関係施設の整備を促進する。

漁業者の所得向上のため、漁業経営の改善や漁獲物の鮮度保持の徹底を図るとともに、県産水産物の認知度向上や漁業者による直接販売を推進する。

併せて、漁協の指導力・販売力強化、漁業者の経営力強化による若者の漁業への参入・定着を促進する。

（４）地場産業等の振興（再掲）

伝統的工芸品や特産民工芸品などの伝統工芸産業の後継者の確保や育成、技術開発力の向上、販路拡大等を促進する。

また、農林水産物等の地域資源を活用した異業種連携や農商工連携により、地域特産品の開発を推進するとともに、首都圏での物産展の開催やテスト販売、農林水産まつりや物産フェア等のイベントの実施による都市との交流促進により、地域特産品の販路を拡大する。

筑豊地域では、地場企業の技術力向上や設備の高度化等を進めることにより、自動車産業をはじめとした付加価値の高い産業への参入を促進するとともに、飯塚研究開発センターによる研究開発支援により地場産業の振興を促進する。

大牟田地域では、金属や化学工業で蓄積された技術や人材を活用し、環境リサイクル産業の育成、集積を図るとともに、臨海部における企業遊休地を活用した新たな産業の集積を促進する。

これらの地場産業の中核を担う中小・小規模企業者に対し、設備の高度化や経営革新を促進するため、民間専門家による助言を行うほか、制度融資による長期・低利の資金を融資する。

また、人手不足等の経営課題を解決するため、福岡県中小企業生産性向上支援センターによる業務プロセスの改善や自動化による取組への支援により、中小企業の生産性向上を促進する。

(5) 企業の誘致推進（再掲）

旧産炭地域では、産業団地の選定や公的施設の活用により、自動車関連企業や情報通信産業、環境エネルギー産業など新たな産業の誘致・集積を推進する。

山村地域では、農業と産業の均衡ある発展のため、農村地域への産業の導入促進に係る制度の活用による産業団地の整備を推進し、企業誘致による新たな雇用の場を創出する。

(6) 創業の促進

地域資源の活用や地域の課題解決をテーマとしたビジネスプランコンテスト等の開催を通じて、革新的なビジネスプランアイデアを有する創業希望者を県内外から呼び込む。

起業家に対する情報提供、施設の共同利用、長期・低利の制度融資など立ち上がりを支援する。

意欲的な人材の育成を図るとともに、交通・情報通信基盤等の整備を進めることにより、都市部との格差を解消するなど、起業環境の整備を促進する。

(7) 商業の振興

商店街組合等が行う共同施設整備等への融資やハード・ソフト両面の補助制度等の活用により、商店街の活性化を図る。

(8) 情報通信産業の振興

情報通信基盤や交通基盤の整備を進めることにより、都市部との格差を解消するなど、起業環境の整備を促進する。（再掲）

(9) 観光の振興

世界文化遺産に登録された「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」や炭鉱関連遺産を中心とした近代化遺産及び近隣の観光資源を周遊するモデルコースやパンフレットの作成、ガイドの育成などに取り組む。

「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」など貴重な歴史遺産や伝統芸能などの地域資源を観光資源として有効活用するとともに、恵まれた自然や農村環境を活かしたグリーンツーリズムやサイクリングをはじめとしたアクティビティ、スポーツ等と観光を組み合わせた、体験、交流、滞在型の観光を推進する。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により皆減となった外国人観光客の回復を図るため、デジタルを活用したプロモーションを推進するとともに、観

光ビッグデータ等の収集、分析により、観光振興施策に係るPDCAサイクルを確立し、デジタルマーケティングを推進する。

「九州オルレ」に認定された「宗像・大島」「八女」「久留米・高良山」「みやま・清水山」「筑豊・香春」「福岡・新宮」の6コースのPRや、市町村や観光事業者と連携した広域観光ルートを組み込んだ旅行商品の造成支援、修学旅行の誘致などにより、国内外からの誘客と県内周遊を促進する。

また、農商工連携による特産品開発、地域ならではの「おもてなし」のための観光ボランティアガイドや観光関連事業者の人材育成、観光案内所の充実、観光関連団体の機能強化を促進する。

さらに、コロナ禍における働き方の多様化による需要を取り込み、新たな旅のスタイルに対応するため、宿泊施設におけるワーケーションの取組などを支援することにより観光客受入れ環境の整備を推進し、新たな観光客の獲得を図る。

2 医療の確保

へき地医療拠点病院による巡回診療やへき地診療所への代診医の派遣及び自治医科大学卒業医師派遣等により医師の確保を図るとともに、医療従事者に対する研修体制の確保に努める。

また、へき地診療所及び患者輸送車の整備を促すとともに、ドクターヘリを活用した医師による迅速な診療の開始や搬送体制を引き続き確保していく。

3 集落の整備

過疎地域の持続的発展を図るためには、集落の活性化が不可欠であり、市町村による集落の維持・活性化に向けた取組を促進する。住民の主体的参画や合意形成を図るため、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有する人材が、市町村職員と連携して集落の維持・活性化に取り組む「集落支援員制度」の活用を促進する。また、過疎地域の持続的発展に資する多様な人材を活用し、市町村の施策の企画立案、指導・助言、関係者調整等の支援を行う。NPO・ボランティア団体など多様な主体との協働の推進、「地域活性化起業人」制度の活用により、外部の専門的視点を取り入れ、地域の活性化を図る。

小規模集落の増加、著しい高齢化により単独では集落機能を維持することが困難な地域においては、個々の集落の維持を前提に、小学校区など一定のまとまりのある地域の多様な集落が連携し、生活サービスや就業機会の創出といった機能を相互連携と補完により充足する「集落ネットワーク圏」の形成を促進する。

また、「集落ネットワーク圏」の基幹となる集落において、生活の維持や地域

振興の中核を担う「小さな拠点づくり」を促進するとともに、「福岡県版空き家バンク」や「福岡県空き家活用サポートセンター」の運用により、市町村と連携し空き家の利活用の促進を図る。

4 地域文化の振興等

世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の構成資産である三池炭鉱関連施設、世界文化遺産「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」、世界の記憶の山本作兵衛コレクションなどの貴重な文化資源の保存・継承のための取組を推進する。

また、市町村や文化芸術団体と連携して、県内各地域で「ふくおか県民文化祭」を開催し、広く県民に文化芸術の鑑賞・参加・創造の機会や文化芸術団体の交流の場を提供し、地域文化の振興に努める。

その他、県と文化芸術団体や文化施設等が連携し、県民が文化に親しむ手助けをしたり、地域文化の魅力を伝える活動を行う文化ボランティアや地域において文化芸術活動のリーダーとなる人材を育成し、その活動を支援していく取組を進める。

5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、子育て環境の確保

(1) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

高齢者が安心して在宅生活を続けられるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援といったサービスを切れ目なく一体的に提供できる「地域包括ケアシステム」を構築する。

特別養護老人ホーム等の介護基盤の計画的な整備を進めるなど、医療、介護サービスの供給体制を確保するとともに、人権を尊重した質の高いサービスを提供できる介護人材の確保・定着を図る。

また、「生涯現役社会づくり」や健康づくり、認知症施策の取組を推進する。

高齢者等の避難行動要支援者に対する支援体制づくりや施設における防災対策を強化するとともに、高齢者の権利擁護及び認知症の人を支える地域づくりを推進する。

障がいの有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、障がい福祉サービスの充実、障がいのある人の収入の向上等、障がい福祉施策の推進を図る。また、スポーツ・レクリエーション・文化活動への障がいのある人の参加機会の拡大、建築物、道路、公共交通機関等のバリアフリー環境の整備等を推進する。

(2) 子育て環境の確保

子育て環境を確保するため、市町村が子育て家庭を対象に取り組む事業を円滑に実施できるよう必要な支援を行うとともに、子育て家庭を地域社会全体で応援する気運を高める。

保育士等の確保に努め、幼児教育・保育従事者に必要な研修を実施することで、幼児教育・保育に係るサービスの量の拡大と質の向上を図る。

また、延長保育や病児保育を推進し、多様な保育サービスの充実を図るとともに、放課後児童クラブの整備や運営の支援、放課後児童支援員の認定・養成を行う。

若年世帯・子育て世帯が既存住宅を購入して行うリノベーション工事に係る費用の一部を補助するなど、高齢者、子育て世代がともに安心して暮らすことができる多世代居住を推進し、子育てしやすい住まい環境の確保に努める。

6 教育の振興

教育内容・方法の変化に対応できるよう校舎等施設の質的整備を図るとともに、耐震化・長寿命化を含め健康的かつ安全で豊かな施設環境の確保を図る。

また、複式学級解消等のための教員配置、中学校における免許教科外担当解消のための非常勤講師の配置に努めるとともに、へき地・小規模校教育研究大会を実施し、へき地・小規模校の特性を生かした特色ある学校づくりを推進する。併せて、学校教育のICT化の推進により県内どの地域においても充実した教育が受けられるように支援する。

さらに、生涯学習・社会教育の振興のため、各種社会教育施設の機能充実と利用促進を図り、地域の学習活動、スポーツ活動を推進する。

Ⅲ くらしと産業を支える社会基盤の整備

1 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 国道、県道及び市町村道の整備

国道、県道及び市町村道は、過疎地域と日常生活圏の中心都市並びに高規格幹線道路などを結ぶ主要な道路や過疎地域における基幹的な道路並びに日常生活に密着した道路等について、地域の実態を踏まえた計画的な整備を推進する。

(2) 農道、林道の整備

農道については、地域農業の持続的発展及び農村の総合的な振興を図るため、他の農業振興策と連携して農道網の整備を推進する。

林道については、効率的な林業経営や適正な森林の維持管理、生活環境の改善を図るため、基幹的な林道を整備するとともに、市町村等が実施する林道整備を支援する。

(3) 港湾及び離島航路の整備

重要港湾三池港については、世界遺産としての価値を損ねることなく船舶の大型化や取扱貨物量の増加に対応した港湾機能の強化や賑わい創出を図る。

地方港湾大島港については、港の利用促進とともに、維持管理を推進する。

地方港湾芦屋港については、既存施設の維持管理を行うとともに地域の活性化を推進する港湾施設の整備を図る。

離島航路は、本土と島をつなぐ唯一の交通手段であるため、国と協力して航路事業者を支援していく。

(4) 交通手段の確保対策

路線バス維持による生活交通の確保のため、国と協力・連携したバス事業者への支援に取り組む。また、地域の移動手段確保のため、市町村が運行するコミュニティバスを支援することにより維持・確保を図るとともに、鉄道・路線バスとの接続強化などによる利便性向上への支援など利用促進に取り組む。

鉄道については、沿線市町村及び事業者と一体となった利用促進策に取り組み、特に経営基盤の脆弱な中小民間鉄道や第3セクター鉄道といった地域鉄道に関しては、事業者が行う安全輸送設備整備に対し国や沿線市町村と連携して

支援を行うことにより、安全性の向上と路線の維持存続を図る。

2 生活環境の整備

水道については、安全な水を安定的に供給し続けるため水道の広域化、水道未普及地域の解消を図る。

汚水処理施設については、「福岡県汚水処理構想」に基づき、地域の実情に応じた効率的かつ適正な整備手法により、公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、コミュニティ・プラント（地域し尿処理施設）、浄化槽等の計画的な整備を図る。

スポーツ、文化、レクリエーション活動を楽しみ地域の振興に資する公園の整備を推進する。

消防救急体制については、消防団を中核とした地域防災力の強化を図るとともに、「福岡県救急業務メディカルコントロール協議会」を活用した救急業務の充実強化を図る。

また、堤防の嵩上げや老朽化した護岸の補修といった防災機能の強化を図る。

廃棄物処理については、地域の実情に応じ、循環型社会の実現に向けて、ごみの減量化やリサイクル等を推進する。

第3 施策一覧

I 地域の未来を見据えた取組の推進

1 次代を担う「人財」の育成

事業名	事業内容
ふるさと創業促進事業	地域の魅力を情報発信するとともに、ビジネスプランコンテスト等を活用し、創業希望者に対する創業支援を行う。
地域における人材育成	地域の市町村などと連携し、各地域の特性に応じた人材育成の仕組みづくりを行う。
アンビシャス広場づくり事業	豊かな心、幅広い視野、それぞれの志を持つアンビシャスな子どもを育てるため、地域ぐるみで取り組む子どもの居場所をつくる。
観光振興体制強化事業（ふくおか観光地域づくり共創塾）	県内の観光団体職員等を対象に、DMOの機能や役割を担うために必要な「観光データ分析」、「デジタルプロモーション」の専門人材を育成する。
観光ボランティアガイドリーダーの育成	県内のボランティアガイドを対象に、スキルアップのための講座を開催する。
地域観光コンシェルジュの育成	県内の観光案内所スタッフを対象に、スキルアップのための講座を開催する。
宿泊・飲食事業人材育成支援	宿泊施設のおもてなし向上や、観光地域における飲食店における観光客受入れにかかる研修。
地域おこし協力隊支援事業	隊員・受け入れ自治体職員を対象とした研修を開催し、隊員の活動と任期終了後の定住に向けた準備を支援する。
中山間地域活力創出推進事業	農業を営みながら他の仕事に携わり、双方で生活に必要な所得を確保する「半農半X」を推進し、中山間地域への移住・定住を促進するため、地域協議会が行う就農支援等の取組に対して補助する。 (補助率: 県1/2)
未来の地域リーダー育成プログラム事業	複数の市町村と協力し、中学生を対象に、将来の地域リーダーとして活躍する人材を育成するプログラムを実施。
高校生チャレンジ応援プロジェクト事業	チャレンジしたいことがある高校生(個人・グループ)に対し、専門家のアドバイスや資金援助を行い、高校生のチャレンジ実現を応援する。
(過疎市町村に対する行政財政上の援助)	
アーバンスポーツ教室開催事業 (アーバンスポーツ普及促進事業)	県内市町村において実施するスケートボード競技及びBMX競技のスポーツ教室に対し補助する。 (補助率: 県1/2)
過疎地域持続的発展支援交付金 (過疎地域持続的発展支援事業)	過疎地域の持続的発展に必要な人材育成事業、ICT等技術活用事業を支援。 (交付率: 過疎市町村…国10/10、県…国1/2) (交付対象経費の限度額: 20,000千円)

個性ある地域づくり推進事業 (地域づくり人材育成事業)	地域の固有の資源を活かした個性ある地域づくりを推進するため、地域づくりに携わる人材育成のための事業に対し補助する。 (補助率: 県1/3以内)
--------------------------------	--

2 移住・定住・地域間交流の促進

事業名	事業内容
(1)移住・定住の促進 福岡県移住・定住促進事業	首都圏などからの移住・定住を促進するため、県の移住相談窓口でのきめ細かな相談対応に加え、AIチャットボットやオンライン相談会により相談体制の強化を図るとともに、市町村が設置する移住コンシェルジュの取組を支援する。 「移住・定住ポータルサイト」の拡充や、オンラインセミナーの開催により、移住を希望される方への情報発信を強化する。
福岡県サテライトオフィス等開設支援事業補助金	地域における産業・就業の拠点となるサテライトオフィス等の開設を補助する。 (補助率: 県3/4) (補助上限額: 30,000千円) (R3年度で終了)
UIJターン就職支援	東京圏等のUIJターン就職支援協定締結大学と連携し、大学が実施する相談会へのアドバイザー派遣や、合同企業説明会等を実施する。 県外在住者等を対象とした合同企業説明会やインターンシップを行うとともに、若者就職支援センターにおいて、UIJターン就職希望者向けの個別就職相談支援等を行う。
地元企業紹介事業	県内高校、大学等と連携し、地元企業の見学会や座談会等を行い、地元企業の魅力や福岡県で働くことの理解を深め、企業規模や知名度に捉われない職業選択や進路選択を促進し、地元定着を図る。
地域おこし協力隊支援事業(再掲)	隊員・受け入れ自治体職員を対象とした研修を開催し、隊員の活動と任期終了後の定住に向けた準備を支援する。
県版空き家バンク活性化事業	県内市町村の空き家やまちの魅力について情報を集約し発信するサイト「福岡県版空き家バンク」の取組により、空き家の流通を促進する。
空き家活用サポート体制整備事業	空き家の活用・処分について、基本的な情報の提供から、専門事業者とのマッチングまでの支援をワンストップで行う「空き家活用サポートセンター」の運営により、潜在的な空き家の掘り起こしや空き家の利活用の促進を図る。
中山間地域活力創出推進事業(再掲)	農業を営みながら他の仕事に携わり、双方で生活に必要な所得を確保する「半農半X」を推進し、中山間地域への移住・定住を促進するため、地域協議会が行う就農支援等の取組に対して補助する。 (補助率: 県1/2)
(過疎市町村に対する行財政上の援助)	
過疎地域持続的発展支援交付金 (過疎地域集落再編整備事業)	ポストコロナ社会を見据え、都市部から過疎地域への移住を推進するとともに、過疎地域における定住を促進するため、定住促進団地の整備や空き家を活用した住宅整備等を支援。 (交付率: 国1/2以内)
個性ある地域づくり推進事業	地域の固有の資源を活かした個性ある地域づくりを推進するため、ハード事業やソフト事業に対し補助する。 (補助率: 県1/2以内)
(2)地域間交流の促進	
広域的な地域振興の取組	市町村が広域的に連携し、商工団体、地域づくり団体など多様な主体とも協力を図りながら、実施する、地域課題の解決に向けた様々な取組を支援する。

サイクル・トレイルツーリズムの推進	サイクル・トレイルツーリズム推進会議を開催するとともに、専用HPやSNSによる情報発信、サイクルフレンドリーな受入環境整備を行う事業者等への支援を行い、新たな観光客を各地域に呼び込み消費を促す。
新たな観光地域づくり	県内6地域に県、市町村、観光協会等を構成メンバーとする検討会を設置し、地域ごとに設定した観光テーマに基づく観光コンテンツ造成、宿泊施設の整備や新メニュー開発等を行う事業者支援を一体的に進めることで新たな観光エリアを創出し、さらなる誘客、旅行消費の拡大を図る。
福岡県スポーツコミッション事業(スポーツツーリズム推進事業)	スポーツツーリズムを活性化させるための資源発掘や情報発信を実施。
宿泊施設受入対応強化支援事業	宿泊施設におけるワーケーションスペースの整備を支援。 (補助率: 県1/2~3/4) (R3年度で終了)
中山間ふるさと水と土保全事業	中山間地域等の農地や土地改良施設の保全・利活用に係わる地域住民等の活動や、棚田地域の保全管理等に対する支援を行う。
魅力あふれる農泊推進事業	農泊を核とした観光振興に取り組む地域の活動に対して助成する。 (定額: 800千円)
農山漁村魅力発信事業	都市部へ農山漁村地域の魅力(食材、特産品、自然、歴史等)をアピールし、都市農村交流を促進する。 ・農山漁村地域の魅力をPRする交流会の開催。 ・農山漁村体験の企画アドバイザーの派遣など。
出会い・結婚応援事業	出会い・結婚を応援する「出会い応援団体」の登録拡大を進めるとともに、県内各地域において、異業種間の交流や体験型のイベント等、独身者のニーズを踏まえた多様な出会いの場を提供し、地域全体での結婚応援を推進する。
(過疎市町村に対する行財政上の援助)	
過疎地域持続的発展支援交付金 (過疎地域遊休施設再整備事業)	過疎地域内の遊休施設を有効活用し、地域間交流促進や地域振興に資する施設へ再整備する取組を支援。 (交付率: 国1/3以内) (交付対象経費の限度額: 60,000千円)
農山漁村振興交付金	農山漁村における定住や二地域居住、都市との地域間交流を促進することにより、農山漁村の活性化を図る。 (補助率: 国1/2)
個性ある地域づくり推進事業(再掲)	地域の固有の資源を活かした個性ある地域づくりを推進するため、ハード事業やソフト事業に対し補助する。 (補助率: 県1/2以内)

3 選ばれる地域の実現

事業名	事業内容
(1)農山漁村の振興 6次産業化推進事業	農林漁業者の所得向上を図るため、県産農林水産物の付加価値を高める6次化商品の開発等の取組に対して助成する。
中山間地域農業・農村振興支援事業	集落や直売所、市町村等で組織する地域協議会が地域の課題や地域振興を図るため、地域資源を魅力あるコンテンツとして磨き上げる取組や専門人材の派遣等を支援する。 (R3年度で終了)

<p>(2)地場産業等の振興 伝統工芸品首都圏PR 強化事業</p>	<p>アンテナレストラン福扇華において本県の伝統工芸品の展示を行うことで、首都圏における本県の伝統工芸品の認知度向上を図る。</p>
<p>伝統的工芸品新商品 開発事業</p>	<p>本県の優れた伝統的工芸品と、高いブランド力や知名度をもつ店舗や企業等をコラボレーションさせることにより、本県伝統的工芸品の更なるブランド力の向上を図るとともに、若者等の新しい消費者のニーズに合った商品開発を行い、新規需要の開拓を図る。(R3年度で終了)</p>
<p>産地合同展示商談会 事業</p>	<p>集客力のある会場における県内伝統工芸品の展示販売会の実施や産地にバイヤーを招へいする商談会の開催により、認知度向上を図り、今後の産地振興につなげる。(R3年度で終了)</p>
<p>リーディングカンパニー 創出事業</p>	<p>県内各産地ごとに産地再生の先頭を走る産地の一番星(リーディングカンパニー)を創出するとともに、その成功事例を県内伝統工芸品事業者に共有することで、産地全体の生産額向上、認知度向上につなげる。</p>
<p>小石原焼、高取焼の後 継者確保、育成支援事 業</p>	<p>・伝統工芸に関心の高い学生を対象とした就業体験ツアーを行うことにより、小石原焼等の窯元の後継者を発掘する。 ・伝統工芸品製造事業者の経営改善、ブランド構築、流通等に関する一貫した教育講座を実施することにより、小石原焼等の次世代を担う若手経営者の育成を図る。</p>
<p>伝統工芸品の魅力発 信・販売促進事業</p>	<p>・匠ギャラリーのリニューアルオープンに合わせ、県内伝統工芸品の展示販売会及び商談会を開催することで、売り上げ拡大を図るとともに、匠ギャラリーの認知度向上を図り、今後の産地振興につなげる。 ・宿泊施設、オフィスビル等への福岡の伝統工芸品の導入や、内装・建築工事における福岡の伝統工芸品を組み込んだ部材の使用を通じて、新規の需要開拓を図るとともに、福岡を訪れる観光客にその魅力を発信することにより、認知度向上を図る。</p>
<p>農商工連携強化事業</p>	<p>中小・小規模企業者と農林漁業者のマッチングを促進し、新たな商品開発から販路拡大まで支援する。</p>
<p>地元企業の取引拡大</p>	<p>地元企業の取引拡大に向けて、自動車産業アドバイザーを配置し、自動車産業の取引拡大を目指す地元企業に対してマッチング支援を行うほか、各種商談会を開催する。</p>
<p>地元企業の開発力強 化</p>	<p>・県内サプライヤーと連携する相手先となる企業等とのマッチングの場である「技術連携促進会」を開催し、固有技術・強みのマッチングにより付加価値の高い技術・製品開発を促進する。 ・次世代自動車分野への参入を目指す企業に対し、電動車の基幹部品・関連技術を習得する講習会や電動化等の先進環境対応車に必要な部品等に関する研究会を開催する。</p>
<p>電子・電装系企業の集 積促進</p>	<p>CASEプロモーターによるマッチング等の支援に加え、他の産業からの参入を促進するための商談会を開催する。</p>
<p>飯塚研究開発センター (研究開発支援事業)</p>	<p>産学官による共同研究を支援し、新技術・新製品開発のための共同研究開発環境の整備を図り、地域産業の高度化と新産業の創出を目指す。</p>
<p>経営革新計画の策定 支援</p>	<p>県内4地域に経営革新計画策定指導員(中小企業診断士)を配置し、経営革新計画の策定を支援。</p>
<p>福岡県中小企業融資 制度(経営革新支援資 金)</p>	<p>経営革新等を行う中小企業者に対し、必要な事業資金の融資を促進することにより、中小企業の発展に資する。</p>
<p>中小企業生産性向上 支援</p>	<p>現地指導を通じた中小企業の実業性向上の支援等。</p>
<p>(過疎市町村に対する行財政上の援助)</p>	
<p>福岡県リサイクル施設 整備費補助金</p>	<p>循環型社会の形成に寄与する効果が大きいと認められる産業廃棄物のリサイクル施設の整備に対し補助する。</p>
<p>(補助率: 県1/3 ※補助金の上限額: 30,000千円)</p>	

(3)企業の誘致推進	
福岡県企業立地セミナーの開催	福岡県企業立地セミナーを開催し、首都圏等に本社を置く企業に対し、本県の立地条件の優位性や優遇制度をPRし、本県への立地を促進する。
県外事務所による情報収集や企業訪問	企業が集中する東京、大阪及び名古屋に企業誘致の担当職員を駐在させ、日常的に企業情報の収集や企業訪問を行う。
福岡県企業立地促進交付金	企業の初期投資を軽減し、立地を促進するため交付金の交付を行う。
(過疎市町村に対する行財政上の援助)	
福岡県産業団地整備促進補助金	産業団地の整備を促進するため、開発候補地調査等を行う市町村に対し補助する。
福岡県遊休公共不動産活用促進補助金	企業誘致の受け皿として活用するため、遊休公共不動産の整備等を行う市町村に対し補助する。

4 地域における情報化

事業名	事業内容
光ファイバー未整備地域における整備計画策定支援	光ファイバー未整備地域における市町村の整備計画策定を支援する。 (整備計画の内容) ・地形や住居の分散状況に応じた採用技術、住民の利用意向調査手法の検討 ・光ファイバーを活用した企業誘致や見守りサービスなど利用者確保のための活用方策の検討
デジタル拠点整備事業	過疎地域(東峰村)をモデルとして、DXを進めるうえで必要な環境を備えたデジタル拠点となるパイロット施設を整備運営。県内各地域におけるDXを推進し、移住定住を目指す。
ローカルスマートシティ構想会議	県と市町村によるローカルスマートシティ構想会議(地域毎)を設置し、デジタル技術を活用したパイロットプロジェクトの具現化と地域内市町村への横展開を図る。
ふくおか電子自治体共同運営協議会事業	市町村の電子自治体の構築、地域情報化の推進を支援する。 ・電子申請などの各種システムの共同利用、共同調達による市町村間のノウハウの共有やコスト削減 ・IT研修や各種システムの展示会の開催による人材育成支援
農業版デジタルデータ活用研修	スマート農業技術の導入効果や活用方法、デジタルデータの活用について学ぶ研修会を開催。
インバウンド誘客促進	誘客先にあわせたデジタルプロモーションの実施。
観光ビッグデータ旅行実態調査事業	本県観光客を対象に、携帯電話基地局情報に基づく福岡県への来訪・宿泊・周遊等の状況について調査するとともに、WebアンケートやSNS情報を活用し、観光客の旅行実態(旅マエ、旅ナカ、旅アト)の調査・分析を行う。
福岡県サテライトオフィス等開設支援事業補助金(再掲)	地域における産業・就業の拠点となるサテライトオフィス等の開設を補助する。 (補助率: 県3/4) (補助上限額: 30,000千円) (R3年度で終了)

(過疎市町村に対する行財政上の援助)	
無線システム普及支援事業(携帯電話等エリア整備事業)	<p>携帯電話等の利用可能な地域を拡大し、地域間の情報通信格差是正を図るため、過疎地等において、市町村が携帯電話等の基地局施設を設置する場合、その設置経費の一部を補助するもの。</p> <p style="text-align: center;">(補助率: 国1/2~2/3)</p>

5 再生可能エネルギーの利用の推進

事業名	事業内容
再生可能エネルギー導入支援アドバイザー派遣事業	事業者等が進める再生可能エネルギーの導入検討、導入した設備の適切な運用等を支援するため、アドバイザーを派遣。
再生可能エネルギー導入支援システム	再生可能エネルギー導入検討に必要な基本データ(日射量・風況など)を提供するシステムを公開。
洋上風力発電導入・産業集積促進事業	響灘沖の一般海域において洋上風力発電の導入を推進するため、関係者との意見交換等を行うとともに、産学官で構成する福岡県風力発電産業振興会議において、風力発電産業の集積に取り組む。
森林整備推進対策事業	木質バイオマス資源の利用促進を図るため、木質バイオマス関連施設の整備を支援。 (交付率は「交付要綱」による)
(過疎市町村に対する行財政上の援助)	
エネルギー利用モデル構築促進事業	地域の再生可能エネルギー資源を利活用するモデル事業等について、その事前調査(事業可能性調査)に対して補助。(R3年度で終了)

Ⅱ 誰もが住み慣れたところで「働く」、長く元気に「暮らす」、子どもを安心して産み「育てる」ことができる地域づくり

1 産業の振興

事業名	事業内容		
(1) 農業の振興			
農業水利施設保全対策事業	基幹的な農業用水利施設の有効利用を図り効率的な機能保全対策を推進するため、施設の劣化状況等を調べる機能診断を行い、施設の機能を保全するための対策工事等を実施する。		
	みやま地区	排水機場工	みやま市
	両筑第3地区	用水路工	朝倉市(旧朝倉町の区域)
	小川地区	用水路工	築上町
	干出地区	頭首工	柳川市(旧大和町の区域)
	花宗地区	用水路工	八女市
	高田東部第2地区	排水機場工	みやま市
	昭和開地区	排水機場工	大牟田市
	小川2地区	ダム付帯施設工	築上町
	六合南部地区	排水機場工	柳川市(旧大和町の区域)
	矢部川左岸地区	ゲート工	みやま市
	橋本地区	排水機場工	柳川市(旧柳川市の区域)
農業水利施設保全合理化事業	老朽施設の機能診断・補修や水路のパイプライン化等の保全・合理化整備等を実施し、水利利用・水管理の効率化・省力化、水利施設の安全性の向上を図る。		
	三池干拓北部地区	用排水路工	みやま市
	山鹿地区	排水路工	芦屋町
	両筑第5地区	用水路工	朝倉市(旧朝倉町の区域)
	八女地区	用排水路工	八女市
	八女2期地区	用排水路工	八女市
	柳川市Ⅲ期地区	用排水路工	柳川市(旧柳川市の区域)
経営体育成基盤整備事業	農地の区画形状、用排水路、農道等の生産基盤の整備を行うとともに、大規模農家の担い手となる農業者や農業生産法人の育成を図る。		
	湊4地区	暗渠排水工	築上町
	伊方地区	区画整理工	福智町
	釈迦堂地区	区画整理工	大牟田市
	柳川北部第3地区	区画整理工	柳川市(旧柳川市の区域)
	甲田地区	区画整理工	みやま市
畑地帯総合整備事業	畑作の安定的発展を図るため、効率的な基盤整備と生産・集落環境整備などを総合的に行う。		
	大野原地区	用水路工	うきは市(旧浮羽町の区域)
ため池等整備事業	農用地や農業施設の自然災害発生を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、併せて国土保全に資する。		
	夏吉地区	堤体工	田川市
	湊3地区	堤体工	築上町
	八坂谷地区	堤体工	朝倉市(旧朝倉町の区域)
	長安寺原地区	堤体工	朝倉市(旧朝倉町の区域)
	今福地区	堤体工	みやま市
	くぬぎ谷地区	堤体工	福智町
	堂作(中)地区	堤体工	八女市
	田代地区	堤体工	うきは市(旧浮羽町の区域)
	由地区	堤体工	田川市
	昭和地区	堤体工	飯塚市(旧筑穂町の区域)

	<p>ハスワ下地区 堤体工 八女市</p> <p>小川内地区 堤体工 八女市</p> <p>石堂(小)地区 堤体工 みやま市</p> <p>上長山地区 堤体工 うきは市(旧浮羽町の区域)</p> <p>下組地区 頭首工 うきは市(旧浮羽町の区域)</p> <p>三池干拓高田地区 水路工 みやま市</p> <p>大廣園地区 水路工 みやま市</p>
地すべり対策事業	<p>地すべりを未然に防止し、農地の保全を図るため、地表水の処理及び抑止工等を行う。</p> <p>筑後地区 水抜工 八女市</p> <p>味見地区 集水井工、水抜工 みやこ町</p>
農村総合整備事業	<p>集落周辺の地域における農業生産性の向上を図るため、農業生産基盤の整備とその機能の発揮に不可欠な集落基盤の整備を一体的に行う。</p> <p>八女地区 用排水路工、農道工 八女市</p> <p>嘉麻地区 用排水路工、農道工 嘉麻市</p> <p>山川2期地区 農道、ため池工等 みやま市</p> <p>柳川2期地区 用排水路工 柳川市 (旧柳川市、旧大和町の区域)</p> <p>浮羽地区 用排水路工、農道工等 うきは市(旧浮羽町の区域)</p> <p>朝倉2期地区 用排水路工 朝倉市(旧朝倉町の区域)</p>
中山間地域農村活性化総合整備事業	<p>農業の生産条件等が不利な中山間地域において、農業・農村の活性化を図ることを目的に農業生産基盤と農村生活環境等の整備を総合的に行う。</p> <p>新星野2期地区 用排水路工、農道工等 八女市</p>
災害に強いため池等整備事業	<p>ため池の農業水利施設が被災すると、農業用水の確保が困難となるうえ、周辺の家屋等にも被害を及ぼすことから、国の公共予算の影響を受けずに計画的な防災対策を図り、ため池等の災害発生を防止する。</p> <p>椎田地区 堤体等補修工 築上町</p>
農林水産物鳥獣害防止対策事業	<p>鳥獣被害の防止を図るため、侵入防止柵の整備、捕獲機材の導入、緊急捕獲活動等に対して助成する。</p>
中山間地域農業・農村振興支援事業(再掲)	<p>集落や直売所、市町村等で組織する地域協議会が地域の課題や地域振興を図るため、地域資源を魅力あるコンテンツとして磨き上げる取組や専門人材の派遣等を支援する。(R3年度で終了)</p>
6次産業化推進事業(再掲)	<p>農林漁業者の所得向上を図るため、県産農林水産物の付加価値を高める6次化商品の開発等の取組に対して助成する。</p>
若者の農業参入定着支援事業	<p>就農前後の所得確保支援や市町村が行う新規就農支援活動に対する助成等により、意欲ある新規就農者が着実に就農・定着できるよう支援する。</p>
新規就農者育成強化事業	<p>将来の県農業を支える人材の発掘と定着を図るための取組を推進するとともに、経営力の高い農業人材を育成する。</p>
魅力あふれる農泊推進事業(再掲)	<p>農泊を核とした観光振興に取り組む地域の活動に対して助成する。</p>
農山漁村魅力発信事業(再掲)	<p>都市部へ農山漁村地域の魅力(食材、特産品、自然、歴史等)をアピールし、都市農村交流を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農山漁村地域の魅力をPRする交流会の開催。 ・農山漁村体験の企画アドバイザーの派遣など。
ふくおかの畜産競争力強化対策事業	<p>畜産の競争力を強化するため、家畜飼養管理施設、家畜排せつ物処理施設、自給飼料関連施設等に対して助成する。</p> <p>(補助率: 県1/3~1/2)</p>

(過疎市町村に対する行財政上の援助)	
農山漁村振興交付金 (再掲)	農山漁村における定住や二地域居住、都市との地域間交流を促進することにより、農山漁村の活性化を図る。 (補助率: 国1/2)
中山間地域等直接支払交付事業	中山間地域等において適切な農業生産活動等の維持を通じて、耕作放棄地の発生防止、多面的機能の確保を図る市町村に対し、交付金を交付する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象地域 特定農山村法、山村振興法、過疎法、離島振興法等の9法指定地域 ・ 対象農地 農業生産条件の不利な農振農用地区域内で、一定の要件を満たす1ha以上の一団の農地 ・ 対象行為 集落協定等に基づき、5年間以上継続して行われる耕作放棄地の発生防止活動、景観作物の作付等の農業生産活動など (負担割合 国: 1/2、県: 1/4)
多面的機能支払事業	農地・農業用水路等の資源の適切な保全管理に取り組む活動組織に対し、交付金を交付する。 (負担割合 国: 1/2、県: 1/4)
農地耕作条件改善事業	農地中間管理機構による担い手への農地集積や集約化を加速化するため、区画拡大や暗渠排水などのきめ細やかな耕作条件の改善を支援。 (補助率: 国55/100又は定額、県0~1/4) 岩田地区 暗渠排水工 みやま市
農村環境整備事業	国の補助事業の対象とならない、小規模な整備で、農業用水路などの農業基盤整備や集落排水路などの生活環境整備を支援。 (補助率: 県2/5~1/2)
流域湛水減災対策事業	流域治水プロジェクトが策定されている河川流域において、広域的な農業被害の軽減を目的として実施される整備で、農業用ハウスの整備と一体的に行う区画整理や、クリークを活用した先行排水のための浚渫、用排水路及びゲートの補修などを支援。 (補助率: 県1/2)
(2) 林業の振興	
森林(もり)づくり活動公募事業	福岡県森林環境税を活用して、ボランティア団体、NPO等が自ら企画して行う森林づくり活動に対して助成する。
森林経営管理推進事業	森林所有者と林業経営者の仲介役となる市町村に対して支援を行うとともに、森林作業の担い手となる林業経営者の育成・確保により、森林経営管理制度の円滑な実施を図る。
(過疎市町村に対する行財政上の援助)	
造林事業	木材の生産をはじめ、水源のかん養、土砂の流出防止等、森林の有する多面的機能の維持・増進を図るため、森林の整備に対して助成する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林環境保全直接支援事業 ・ 特定森林再生事業 ・ 県単造林事業 (補助率は「交付規程」による)
木造公共建築物等施設整備事業	木材の需要拡大を図るため、地域材利用の波及効果が高い木造公共建築物等の整備を支援。 (補助率は「交付要綱」による)

(4)地場産業等の振興 (再掲)	
伝統工芸品首都圏PR 強化事業	アンテナレストラン福扇華において本県の伝統工芸品の展示を行うことで、首都圏における本県の伝統工芸品の認知度向上を図る。
伝統的工芸品新商品 開発事業	本県の優れた伝統的工芸品と、高いブランド力や知名度をもつ店舗や企業等をコラボレーションさせることにより、本県伝統的工芸品の更なるブランド力の向上を図るとともに、若者等の新しい消費者のニーズに合った商品開発を行い、新規需要の開拓を図る。(R3年度で終了)
産地合同展示商談会 事業	集客力のある会場における県内伝統工芸品の展示販売会の実施や産地にバイヤーを招へいする商談会の開催により、認知度向上を図り、今後の産地振興につなげる。(R3年度で終了)
リーディングカンパニー 創出事業	県内各産地ごとに産地再生の先頭を走る産地の一番星(リーディングカンパニー)を創出するとともに、その成功事例を県内伝統工芸品事業者に共有することで、産地全体の生産額向上、認知度向上につなげる。
小石原焼、高取焼の後 継者確保、育成支援事 業	・伝統工芸に関心の高い学生を対象とした就業体験ツアーを行うことにより、小石原焼等の窯元の後継者を発掘する。 ・伝統工芸品製造事業者の経営改善、ブランド構築、流通等に関する一貫した教育講座を実施することにより、小石原焼等の次世代を担う若手経営者の育成を図る。
伝統工芸品の魅力発 信・販売促進事業	・匠ギャラリーのリニューアルオープンに合わせ、県内伝統工芸品の展示販売会及び商談会を開催することで、売り上げ拡大を図るとともに、匠ギャラリーの認知度向上を図り、今後の産地振興につなげる。 ・宿泊施設、オフィスビル等への福岡の伝統工芸品の導入や、内装・建築工事における福岡の伝統工芸品を組み込んだ部材の使用を通じて、新規の需要開拓を図るとともに、福岡を訪れる観光客にその魅力を発信することにより、認知度向上を図る。
農商工連携強化事業	中小・小規模企業者と農林漁業者のマッチングを促進し、新たな商品開発から販路拡大まで支援する。
地元企業の取引拡大	地元企業の取引拡大に向けて、自動車産業アドバイザーを配置し、自動車産業の取引拡大を目指す地元企業に対してマッチング支援を行うほか、各種商談会を開催する。
地元企業の開発力強 化	・県内サプライヤーと連携する相手先となる企業等とのマッチングの場である「技術連携促進会」を開催し、固有技術・強みのマッチングにより付加価値の高い技術・製品開発を促進する。 ・次世代自動車分野への参入を目指す企業に対し、電動車の基幹部品・関連技術を習得する講習会や電動化等の先進環境対応車に必要な部品等に関する研究会を開催する。
電子・電装系企業の集 積促進	CASEプロモーターによるマッチング等の支援に加え、他の産業からの参入を促進するための商談会を開催する。
飯塚研究開発センター (研究開発支援事業)	産学官による共同研究を支援し、新技術・新製品開発のための共同研究開発環境の整備を図り、地域産業の高度化と新産業の創出を目指す。
経営革新計画の策定 支援	県内4地域に経営革新計画策定指導員(中小企業診断士)を配置し、経営革新計画の策定を支援。
福岡県中小企業融資 制度(経営革新支援資 金)	経営革新等を行う中小企業者に対し、必要な事業資金の融資を促進することにより、中小企業の発展に資する。
中小企業生産性向上 支援	現地指導を通じた中小企業の実業性向上の支援等。
(過疎市町村に対する行財政上の援助)	
福岡県リサイクル施設 整備費補助金	循環型社会の形成に寄与する効果が大きいと認められる産業廃棄物のリサイクル施設の整備に対し補助する。 (補助率: 県1/3 ※補助金の上限額: 30,000千円)

<p>(5)企業の誘致推進 (再掲)</p> <p>福岡県企業立地セミナーの開催</p> <p>県外事務所による情報収集や企業訪問</p> <p>福岡県企業立地促進交付金</p> <p>(過疎市町村に対する行財政上の援助)</p> <p>福岡県産業団地整備促進補助金</p> <p>福岡県遊休公共不動産活用促進補助金</p>	<p>福岡県企業立地セミナーを開催し、首都圏等に本社を置く企業に対し、本県の立地条件の優位性や優遇制度をPRし、本県への立地を促進する。</p> <p>企業が集中する東京、大阪及び名古屋に企業誘致の担当職員を駐在させ、日常的に企業情報の収集や企業訪問を行う。</p> <p>企業の初期投資を軽減し、立地を促進するため交付金の交付を行う。</p> <p>産業団地の整備を促進するため、開発候補地調査等を行う市町村に対し補助する。</p> <p>企業誘致の受け皿として活用するため、遊休公共不動産の整備等を行う市町村に対し補助する。</p>
<p>(6)創業の促進</p> <p>ふるさと創業促進事業(再掲)</p> <p>福岡県中小企業融資制度(新規創業資金)</p>	<p>地域の魅力を情報発信するとともに、ビジネスプランコンテスト等を活用し、創業希望者に対する創業支援を行う。</p> <p>創業する中小企業者が必要とする事業資金の融資を促進することにより、中小企業の発展に資する。</p>
<p>(7)商業の振興</p> <p>高度化資金融資</p> <p>商店街活性化・まちづくり推進事業</p> <p>新型コロナ対策地域商品券発行支援事業</p>	<p>商店街組合等が、アーケード等の共同施設を整備する事業に対して、高度化資金の貸付を行う。</p> <p>地域のニーズや「新たな日常」に対応した商店街の機能複合化などの取組を支援するとともに、安全・安心、にぎわいの創出など、商店街の「買い物場」としての機能を強化する取組について支援する。</p> <p>個人消費を喚起し、商店街をはじめ地域経済の活性化を図るため、商工会議所・商工会や商店街が行うプレミアム付き地域商品券の発行を支援する。</p>
<p>(8)観光の振興</p> <p>観光ボランティアガイドリーダーの育成(再掲)</p> <p>地域観光コンシェルジュの育成(再掲)</p> <p>宿泊・飲食事業者人財育成支援(再掲)</p> <p>郷土の水辺整備事業</p>	<p>県内のボランティアガイドを対象に、スキルアップのための講座を開催する。</p> <p>県内の観光案内所スタッフを対象に、スキルアップのための講座を開催する。</p> <p>宿泊施設のおもてなし向上や観光地域における飲食店における観光客受入れにかかる研修</p> <p>河川及びその周辺環境の一体的整備を図ることにより、人や自然にやさしい水辺空間を形成し観光資源として河川の積極的利用を推進する。</p> <p>友枝川 上毛町 城井川 築上町 今川 みやこ町 今川 赤村 中元寺川 添田町</p>

自然公園等整備事業	野営場整備他 添田町
都市公園事業	スポーツ、文化、レクリエーション活動を楽しみ、地域の振興に資する公園の整備を推進する。 筑後広域公園 みやま市
サイクル・トレイルツーリズムの推進 (再掲)	サイクル・トレイルツーリズム推進会議を開催するとともに、専用HPやSNSによる情報発信、サイクルフレンドリーな受入環境整備を行う事業者等への支援を行い、新たな観光客を各地域に呼び込み消費を促す。
福岡県スポーツコミッション事業(スポーツツーリズム推進事業) (再掲)	スポーツツーリズムを活性化させるための資源発掘や情報発信を実施。
新たな観光地域づくり (再掲)	県内6地域に県、市町村、観光協会等を構成メンバーとする検討会を設置し、地域ごとに設定した観光テーマに基づく観光コンテンツ造成、宿泊施設の整備や新メニュー開発等を行う事業者支援を一体的に進めることで、新たな観光エリアを創出し、さらなる誘客、旅行消費の拡大を図る。
観光振興体制強化事業(ふくおか観光地域づくり共創塾)(再掲)	県内の観光団体職員等を対象に、DMOの機能や役割を担うために必要な「観光データ分析」、「デジタルプロモーション」の専門人材を育成する。
観光振興体制強化事業(DMO本登録等に向けたワンストップ支援)	県内の観光協会等のDMO登録要件に関する相談を受け付ける「ワンストップ支援窓口」を課内に設置。DMO候補法人等を対象に事業計画実施に向けた個々の課題を解決するための幅広い相談を受け付けるほか、課題内容に応じた専門家を派遣する。
インバウンド誘客促進 (再掲)	誘客先にあわせたデジタルプロモーションの実施。
観光ビッグデータ旅行実態調査事業(再掲)	本県観光客を対象に、携帯電話基地局情報に基づく福岡県への来訪・宿泊・周遊等の状況について調査するとともに、WebアンケートやSNS情報を活用し、観光客の旅行実態(旅マエ、旅ナカ、旅アト)の調査・分析を行う。
国内誘客プロモーション推進事業	宿泊助成や旅行商品造成支援、修学旅行の商品造成支援、国内観光客プロモーションなどの実施。
宿泊施設受入対応強化支援事業(再掲)	宿泊施設の多言語案内・情報発信やバリアフリー化、ワーケーションスペースの整備等に対する助成。 (県: 1/2~3/4) (R3年度で終了)
農商工連携強化事業 (再掲)	中小・小規模企業者と農林漁業者のマッチングを促進し、新たな商品開発から販路拡大まで支援する。

2 医療の確保

事業名	事業内容
へき地医療支援機構運営事業	へき地医療対策の各種事業を円滑かつ効率的に実施するため、へき地医療支援機構において広域的なへき地医療支援事業の企画・調整等を行う。
医師確保事業	へき地診療所や過疎地域医療機関など、医療確保を必要とする地域への自治医科大学卒業医師の派遣等により、離島やへき地における医師の確保を図る。

へき地医療拠点病院運営費補助事業	へき地医療拠点病院が実施するへき地診療所等への代診医の派遣、巡回診療等の活動費用に対して支援を行う。 みやこ町、東峰村、宗像市、八女市
ドクターヘリ事業	ドクターヘリを運航し、医師を迅速に救急現場に送り込み、速やかに治療を開始することにより、救命率の向上や後遺症の軽減を図る。
(過疎市町村に対する行財政上の援助)	
へき地診療所運営費補助事業	市町村が設置したへき地診療所の運営費に対して支援を行う。 (補助率: 国2/3)
へき地診療所整備事業	市町村が設置したへき地診療所の施設整備や医療機器等の設備整備に対して支援を行う。 (補助率: 国1/2)
へき地患者輸送車整備事業	市町村が行うへき地患者輸送車の整備に対して支援を行う。 (補助率: 国1/2)

3 集落の整備

事業名	事業内容
集落支援員制度	地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、地方自治体からの委嘱を受け、市町村職員と連携し、集落への「目配り」として集落の巡回、状況把握等を実施。
ふくおか地域貢献活動サポート事業	NPO等が企業、行政などの多様な主体と協働して地域課題の解決に取り組む社会貢献活動に必要な経費に対する補助。
県版空き家バンク活性化事業(再掲)	県内市町村の空き家やまちの魅力について情報を集約し発信するサイト「福岡県版空き家バンク」の取組により、空き家の流通を促進する。
空き家活用サポート体制整備事業(再掲)	空き家の活用・処分について、基本的な情報の提供から、専門事業者とのマッチングまでの支援をワンストップで行う「空き家活用サポートセンター」の運営により、潜在的な空き家の掘り起こしや空き家の利活用の促進を図る。
(過疎市町村に対する行財政上の援助)	
過疎地域持続的発展支援交付金 (過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業)	「集落ネットワーク圏」(小さな拠点)において、生活支援や「なりわい」の創出等の地域課題の解決に資する取組を幅広く支援。 (交付率: 国10/10) (交付対象経費の限度額: 15,000千円) ※下記事業については、限度額を上乗せ ①専門人材を活用する事業(+5,000千円) ②ICT等技術を活用する事業(+10,000千円) 上記(①+②)併用事業(+15,000千円)
(過疎地域持続的発展支援事業) (再掲)	過疎地域の持続的発展に必要な人材育成事業、ICT等技術活用事業を支援。 (交付率: 過疎市町村…国10/10、県…国1/2) (交付対象経費の限度額: 20,000千円)
(過疎地域集落再編整備事業) (再掲)	ポストコロナ社会を見据え、都市部から過疎地域への移住を推進するとともに、過疎地域における定住を促進するため、定住促進団地の整備や空き家を活用した住宅整備等を支援。 (交付率: 国1/2以内)

(過疎地域遊休施設再整備事業) (再掲)	過疎地域内の遊休施設を有効活用し、地域間交流促進や地域振興に資する施設へ再整備する取組を支援。 (交付率: 国1/3以内) (交付対象経費の限度額: 60,000千円)
「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業	基幹集落に複数の生活サービスや地域活動の場を集め、周辺集落とネットワークで結ぶモデル的な「小さな拠点」の形成を推進するため、遊休施設を活用した既存施設の再編・集約に係る改修を支援。 (補助率: 市町村等…国1/2以内、NPO法人等…国1/3以内)
小さな拠点形成促進事業補助金	小さな拠点形成のために行う合意形成に向けた話し合い、取組体制の構築、将来計画策定を支援。 (補助率: 県1/2以内 ※補助金の上限額: 1,000千円)
市町村振興資金貸付事業	市町村等が行う総合的かつ計画的な街づくり、地域づくりに必要な事業について貸し付けを行う。 ・一般分 公共施設の整備のため必要な事業 ・合併市町村まちづくり事業分 合併市町村基本計画に基づいて実施するまちづくり事業
個性ある地域づくり推進事業(再掲)	地域の固有の資源を活かした個性ある地域づくりを推進するため、ハード事業やソフト事業に対し補助する。 (補助率: 県1/2以内)

4 地域文化の振興等

事業名	事業内容
県民文化祭開催事業	市町村や文化芸術団体と連携して、県内各地域で「ふくおか県民文化祭」を開催し、広く県民に文化芸術の鑑賞・参加・創造の機会や文化芸術団体の交流の場を提供する。 県民文化祭では、美術、音楽、茶道など分野別の発表や市町村文化芸術団体がブロック毎に連携して取り組む文化イベントの開催、子どもの文化芸術活動の発表・鑑賞の機会を提供するなど多彩な事業を展開する。
特別支援学校等芸術鑑賞事業	芸術文化に接する機会が少ない特別支援学校等の児童生徒に芸術文化に対する理解と関心を高めてもらうため、県内の芸術文化団体の派遣及び公演を実施する。 (大牟田市: 大牟田市立大牟田特別支援学校、嘉麻市: 嘉穂特別支援学校、川崎町: 川崎特別支援学校、築上町: 築城特別支援学校)
舞台芸術感動体験事業	広く県内の小・中学校に本物の(質の高い)舞台芸術を鑑賞する機会を提供するため、県内の優れた芸術団体による大規模な公演を実施する。
世界文化遺産保存活用事業	世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」及び「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」について、地元と連携して着実に保存するとともに、価値を分かり易く伝える活用に向けた整備を進める。 各構成資産を周遊するイベントの実施、県内各地域での展示会の開催等を通じて、遺産群の価値の理解と来訪を促進する。

5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、子育て環境の確保

事業名	事業内容
(1) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 居宅・施設サービス基盤整備事業	「福岡県高齢者保健福祉計画(第9次)」(令和3年度～令和5年度)に基づき、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の居宅サービスや、特別養護老人ホーム等の施設サービスを推進するとともに、健康づくりや介護予防の推進、認知症高齢者等への支援及び高齢者の権利擁護を含めた総合的な保健・福祉サービスを提供する。

シルバー人材センターの設置促進及び事業の拡充	高齢者に対して、ライフスタイルに合わせた臨時的かつ短期的またはその他の軽易な仕事を提供することにより、高齢者の就業機会の増大や社会参加の推進を図る。
生涯現役社会推進事業	高齢者のための総合支援拠点「福岡県生涯現役チャレンジセンター」を中心に、年齢に関わりなく働ける企業を拡大するとともに、再就職支援、派遣やシルバー人材センターといった高齢者のニーズに応じた多様な就労を支援する。また、高齢者のNPO・ボランティア団体の活動や地域活動、ソーシャルビジネス、コミュニティビジネスへの参加等を支援する。さらに、高齢者が自らの経験を活かして子育てを応援するふくおか子育てマイスターの養成を進め、地域における子育て支援を推進するとともに、高齢者の活躍の場の拡大に取り組む。
障がい者支援	障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、障がい福祉サービスの充実、障がいのある人の収入の向上等、障がい福祉施策の推進を図る。また、スポーツ・レクリエーション・文化活動への障がいのある人の参加機会の拡大、建築物、道路、公共交通機関等のバリアフリー環境の整備等を推進する。
(過疎市町村に対する行財政上の援助)	
福岡県地域密着型施設等整備補助事業	「福岡県高齢者保健福祉計画(第9次)」(令和3年度～令和5年度)に基づき、高齢者が可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営めるよう、地域密着型特別養護老人ホームや、認知症高齢者グループホーム、定期巡回随時対応型訪問介護看護等の地域密着型の高齢者福祉施設等の整備を補助するもの。
(2)子育て環境の確保	
「子育て応援の店」推進事業	社会全体で子育てを応援する気運を高めるため、18歳未満の子育て家庭を対象に、様々なサービスを提供する「子育て応援の店」の登録拡大や「子育て応援パスポート」及び「子育て応援パスポートアプリ」の利用促進を図る。
地域子ども・子育て支援事業	地域の実情に応じ、充実した支援を提供するとともに、安心して子育てができる環境づくりを整備する。
高齢者子育て支援推進事業	高齢者が自らの経験を活かして子育てを応援するふくおか子育てマイスターの養成を進め、地域における子育て支援を推進するとともに、高齢者の活躍の場の拡大に取り組む。
幼児教育や保育サービスの量の拡大と質の向上	認定こども園や保育所等への施設型給付による財政支援や保育所等の整備を支援する。また、保育士資格保有者届出制度の創設や再就職支援を行い、離職防止のための職場環境の改善を図るとともに、保育に従事する職員への研修を行い、専門性の向上を図る。
放課後児童クラブの量の拡大と質の向上	放課後児童クラブの整備や運営を支援する。また、放課後児童クラブに従事する職員への研修を行い、支援員の認定及び資質の向上を図る。
子育て女性就職支援センター事業	子育て中の女性等を対象に、就職相談から求人開拓、就職あっせんまでの一貫した就職、再就職の支援を行う。
子育て応援宣言企業推進	企業の経営者が従業員の仕事と子育ての両立を応援する取組を自主的に宣言する子育て応援宣言企業の取組内容の充実等を図り、希望に応じて誰もが仕事と子育ての両立ができ、働き続けることができる職場づくりを促進するとともに、特に、女性と比べて取得率・取得期間が低水準に留まる男性の育児休業取得について企業の取組を促進する。
既存流通・多世代住リノベーション推進事業	高齢者、子育て世帯等が共に安心して暮らすことができる多世代居住を促進するため、若年世帯・子育て世帯が行う既存住宅の子育て仕様へのリノベーション工事や親世帯と子世帯が近居・同居を行うためのリノベーション工事に係る費用に一部補助を行う。
(過疎市町村に対する行財政上の援助)	
安心・安全な子どもの居場所支援	家庭や学校に居場所のない子どもに対して、子どもとその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供を行うとともに、子ども・家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の支援を包括的に提供する市町村に必要な経費を助成する。

6 教育の振興

事業名	事業内容
学校教育関連施設の整備	県立学校施設(校舎等)の改修、改築等。
へき地・小規模校教育の充実	学校の実情を踏まえ、複式学級や中学校における免許教科外担当を解消する。
ICTを活用した教育推進事業	学校におけるICT環境の整備を進め、これまでの教育実践とICTを最適に組み合わせた「新しい教育」の実現に向けて、教員のICT活用指導力向上に関する研修、ICTを活用した先進的教育モデルの研究等を行う。

Ⅲ くらしと産業を支える社会基盤の整備

1 交通施設の整備、交通手段の確保

事業名	事業内容			市町村名	
(1) 国道、県道及び市町村道の整備					
国道 (知事管理分)	改良舗装				
	322号	W = 10.0m	L = 2,700m	嘉麻市	
	322号	W = 23.5m	L = 13,000m	香春町・大任町	
	442号	W = 11.5m	L = 2,100m	八女市	
	442号	W = 10.0m	L = 620m	八女市	
	443号	W = 16.0m	L = 1,780m	柳川市	
	443号	W = 23.5m	L = 600m	みやま市	
	496号	W = 9.5m	L = 600m	みやこ町	
	500号	W = 10.0m	L = 600m	添田町	
	500号	W = 7.0m	L = 1,530m	東峰村	
	歩道・自歩道設置				
	211号	歩道設置	L = 1,360m	東峰村	
	211号	歩道設置	L = 100m	嘉麻市	
	322号	歩道設置	L = 490m	田川市	
	322号	歩道設置	L = 460m	嘉麻市	
	386号	自歩道設置	L = 330m	朝倉市	
	496号	歩道設置	L = 160m	みやこ町	
	県道	改良舗装			
		南関大牟田北線	W = 8.0m	L = 3,200m	大牟田市
大牟田高田線		W = 10.5m	L = 2,100m	大牟田市	
大牟田川副線		W = 10.0m	L = 1,080m	柳川市	
大牟田川副線		W = 10.0m	L = 3,200m	柳川市	
橋本辻町線		W = 10.5m	L = 630m	柳川市	
久留米柳川線		W = 13.0m	L = 1,210m	柳川市	
枝光今古賀線		W = 7.5m	L = 520m	柳川市	
小竹颯田線		W = 10.5m	L = 1,360m	飯塚市	
大分太郎丸線		W = 10.0m	L = 270m	飯塚市	
田川直方線		W = 17.0m	L = 4,300m	田川市・大任町	
八女香春線		W = 10.5m	L = 500m	八女市	
八女香春線		W = 9.5m	L = 1,620m	八女市	
田主丸黒木線		W = 6.5m	L = 1,900m	八女市	
岩野黒木線		W = 5.0m	L = 830m	八女市	
玉名八女線		W = 13.0m	L = 340m	八女市	
唐尾広川線		W = 14.5m	L = 2,000m	八女市	
湯辺田瀬高線		W = 11.0m	L = 1,000m	八女市	
浮羽石川内線		W = 5.0m	L = 4,170m	八女市	
湯辺田八女線		W = 7.5m	L = 960m	八女市	
殖木入地甘木線		W = 10.0m	L = 250m	朝倉市	
八女香春線		W = 10.5m	L = 450m	朝倉市	
長栖高橋線		W = 7.5m	L = 850m	朝倉市	
八女香春線		W = 6.0m	L = 650m	東峰村	
豆田稲築線		W = 12.0m	L = 280m	嘉麻市	
千手馬見線		W = 7.0m	L = 3,800m	嘉麻市	
八女瀬高線		W = 10.5m	L = 240m	みやま市	
高田山川線		W = 15.0m	L = 1,800m	みやま市	
飯江長田線		W = 10.5m	L = 2,500m	みやま市	
飯江長田線		W = 13.0m	L = 600m	みやま市	

	湯辺田瀬高線 W = 10.0m L = 2,070m みやま市 宮田小竹線 W = 10.0m L = 240m 小竹町 小竹颯田線 W = 12.0m L = 680m 小竹町 勝野下境線 W = 10.5m L = 1,000m 小竹町 直方鞍手線 W = 14.5m L = 720m 鞍手町 直方鞍手線 W = 11.25m L = 500m 鞍手町 新延植木線 W = 12.0m L = 1,200m 鞍手町 英彦山香春線 W = 7.0m L = 750m 添田町 行橋添田線 W = 10.5m L = 1,330m 大任町・赤村 添田赤池線 W = 7.5m L = 590m 福智町 添田赤池線 W = 7.5m L = 880m 糸田町 添田赤池線 W = 7.5m L = 1,690m 糸田町 福土吉富線 W = 5.0m L = 1,200m 上毛町 野地塔田線 W = 10.5m L = 500m 上毛町 寒田下別府線 W = 9.5m L = 1,300m 築上町 下深野犀川線 W = 9.5m L = 900m みやこ町 節丸新田原停車場線 W = 10.0m L = 800m みやこ町 今任原奈良線 W = 18.0m L = 840m 田川市 (都市計画道路中央団地川宮線) 柳川城島線 W = 18.0m L = 650m 柳川市 (都市計画道路三橋筑紫橋線) 歩道・自歩道設置 大牟田植木線 自歩道設置 L = 540m 大牟田市 高田山川線 歩道設置 L = 360m 大牟田市 新延植木線 歩道設置 L = 180m 鞍手町 宮田小竹線 歩道設置 L = 200m 小竹町 新吉富豊前線 歩道設置 L = 200m 上毛町 野路土佐井線 歩道設置 L = 160m 上毛町 浮羽石川内線 歩道設置 L = 130m 八女市 金田夏吉伊田線 自歩道設置 L = 400m 田川市 八女香春線 歩道設置 L = 250m 添田町 猪国豊前榎田停車場線 歩道設置 L = 810m 川崎町 千手稲築線 歩道設置 L = 180m 嘉麻市 水田大川線 歩道設置 L = 200m 柳川市	
市町村道 (過疎代行事業)	なし	
(2)農道、林道の整備 農道事業	地域の農道網の基幹となる農道の新設又は改良を行う。 一般農道整備事業 拡幅 流川地区 W = 5.0m L = 2,351m	うきは市(旧浮羽町)
林道 (過疎代行事業)	新設 仁田坂～国武線 W = 4.0m L = 395m 千々谷～滝の脇線 W = 4.0m L = 4,288m 剣持～蚪道線 W = 4.0m L = 5,050m 熊ヶ畑・安真木線 W = 4.0m L = 1,802m 五駄・土師山線 W = 4.0m L = 4,469m 豊前坊線 W = 5.0m L = 2,382m 西犀川線 W = 5.0m L = 717m 国見山線 W = 4.0m L = 3,489m	八女市 八女市 八女市 嘉麻市・川崎町 東峰村 添田町 みやこ町 築上町

(過疎市町村に対する行財政上の援助)				
林道事業	効率的な林業経営、森林の適正な管理、生活環境の改善及び地域産業の振興を図るため、市町村等が実施する林道事業に対し補助する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 林道開設 (補助率: 国4.5/10~5/10 県0.5/10) ・ 林道改良 (補助率: 国3/10~5/10 県0.5/10、1/10) ・ 林道舗装 (補助率: 国1/3~1/2 県0.5/10、1/10) ・ 県単林道 (補助率: 県4/10) ・ 地域活性化事業 (補助率: 県1/10) ・ 林道点検、診断、保全 (補助率: 国1/2 県0.5/10) 			
(3)港湾及び離島航路の整備				
社会資本整備総合交付金(港湾関係)	三池港	四山地区	緑地整備	大牟田市
防災安全交付金(港湾関係)	三池港	内港北地区	防砂堤改良	大牟田市
	大島港		物揚場補修	宗像市
	芦屋港		航路・泊地整備	芦屋町
社会資本整備総合交付金(広域連携)	芦屋港		係留施設等整備	芦屋町
離島航路運航確保対策	離島航路の維持改善を図るため、航路運営上生じるやむを得ない欠損に対し、国と協力して航路事業者に補助を行う。			宗像市(旧大島村の区域)
(4)交通手段の確保対策				
地方バス運行確保対策	地域公共交通の確保を図るため、コミュニティバスの充実等に係る取組を支援する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村が行うコミュニティバスの運行欠損額等に対する補助 ・ 事業者が行う幹線的な路線バスの運行欠損額等に対する補助 ・ 路線バスを含む福岡県公共交通利用促進キャンペーンの実施 			
鉄道整備促進対策	地域公共交通の確保を図るため、鉄道の安全対策等に係る取組を支援する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域鉄道事業者が行う安全施設整備(レール交換等)に対する補助 ・ 地域鉄道が行う鉄道車両法定点検費用、老朽化した車両の更新等に対する補助 			

2 生活環境の整備

事業名	事業内容
矢部川流域下水道事業	矢部川水系の水質保全と、矢部川流域の3市1町の生活環境改善を目的に、平成9年度から事業展開中。 八女市・みやま市
遠賀川中流域下水道事業	遠賀川水系の水質保全と、遠賀川中流域2市1町の生活環境改善を目的に、平成11年度から事業展開中。 小竹町
遠賀川下流域下水道事業	遠賀川水系の水質保全と、遠賀川下流域1市3町の生活環境改善を目的に、平成7年度から事業展開中。 鞍手町
高田海岸 海岸高潮対策事業	高田海岸の堤防の高さを嵩上げすることにより、高潮等の被害から背後地を保全するもの。 みやま市
三池港海岸 港湾海岸高潮対策事業	三池港海岸の堤防の高さを嵩上げすることにより、高潮等の被害から背後地を保全するもの。 大牟田市

大和海岸 海岸堤防老朽化対策 緊急事業	大和海岸は護岸の老朽化が進んでおり、補修することで崩壊を防止し、田畑や住宅地といった背後地の安全を確保するもの。 柳川市
柳川海岸 海岸保全施設整備連 携事業	柳川海岸の堤防の高さを嵩上げすることにより、高潮等の被害から背後地を保全するもの。 柳川市
都市公園事業 (再掲)	スポーツ、文化、レクリエーション活動を楽しみ、地域の振興に資する公園の整備を推進する。 筑後広域公園 みやま市
ごみ減量化対策促進事 業	3Rについて知識と経験を有するものを「3Rの達人」として登録し、学習会等に派遣するなど、3Rに関する普及啓発を行う。
(過疎市町村に対する行財政上の援助)	
浄化槽設置整備事業	公共下水道等の未整備地域における生活排水対策を推進するため、浄化槽の設置者に対して設置費用の助成を行っている市町村を対象に助成する。 (交付(補助)率:国 事業費の1/3又は1/2 県 事業費の1/3又は1/2)
浄化槽市町村整備推 進事業	生活排水対策及び生活基盤整備を緊急に実施する必要がある地域において、市町村自らが設置主体となって浄化槽の面的整備を行う事業を対象に助成する。 (交付(補助)率:国 事業費の1/3又は1/2 県 事業費の7.5%)
個別排水処理施設整 備事業	下水道や農業集落排水施設等により汚水等を集合的に処理することが適切でない地域について、生活雑排水等の処理の促進を図るため、市町村が公営企業として地方単独事業により個別浄化槽の整備を行う事業で、1事業年度で原則として10戸以上20戸未満の住宅等について整備するものを対象に助成する。 (補助率:県 事業費の7.5%)
小規模集合排水処理 施設整備事業	市町村が汚水等を集合的に処理する施設であって、処理対象戸数が原則として2戸以上20戸未満の小規模なものを地方単独事業により実施するものを対象に助成する。 (補助率:県 事業費の7.5%)
農業集落排水事業	農業集落における、し尿、生活雑排水等の汚水若しくは雨水を処理する施設、汚泥、処理水又は雨水の循環利用を目的とした施設を整備しようとする市町村に対し補助金を交付する。 (補助率:国 50%、県 7.5%以内) 南良津・新山崎地区 小竹町

○過疎地域市町村に対する行財政上の援助(再掲)

I 地域の未来を見据えた取組の推進

事業名	事業内容
<p>(1)次代を担う「人材」の育成</p> <p>アーバンスポーツ教室開催事業 (アーバンスポーツ普及促進事業)</p> <p>過疎地域持続的発展支援交付金 (過疎地域持続的発展支援事業)</p> <p>個性ある地域づくり推進事業 (地域づくり人材育成事業)</p>	<p>県内市町村において実施するスケートボード競技及びBMX競技のスポーツ教室に対し補助する。 (補助率: 県1/2)</p> <p>過疎地域の持続的発展に必要な人材育成事業、ICT等技術活用事業を支援。 (交付率: 過疎市町村…国10/10、県…国1/2) (交付対象経費の限度額: 20,000千円)</p> <p>地域の固有の資源を活かした個性ある地域づくりを推進するため、地域づくりに携わる人材育成のための事業に対し補助する。 (補助率: 県1/3以内)</p>
<p>(2)移住・定住・地域間交流の促進</p> <p>過疎地域持続的発展支援交付金 (過疎地域集落再編整備事業)</p> <p>(過疎地域遊休施設再整備事業)</p> <p>農山漁村振興交付金</p> <p>個性ある地域づくり推進事業</p>	<p>ポストコロナ社会を見据え、都市部から過疎地域への移住を推進するとともに、過疎地域における定住を促進するため、定住促進団地の整備や空き家を活用した住宅整備等を支援。 (交付率: 国1/2以内)</p> <p>過疎地域内の遊休施設を有効活用し、地域間交流促進や地域振興に資する施設へ再整備する取組を支援。 (交付率: 国1/3以内) (交付対象経費の限度額: 60,000千円)</p> <p>農山漁村における定住や二地域居住、都市との地域間交流を促進することにより、農山漁村の活性化を図る。 (補助率: 国1/2)</p> <p>地域の固有の資源を活かした個性ある地域づくりを推進するため、ハード事業やソフト事業に対し補助する。 (補助率: 県1/2以内)</p>
<p>(3)選ばれる地域の実現</p> <p>福岡県リサイクル施設整備費補助金</p> <p>福岡県産業団地整備促進補助金</p> <p>福岡県遊休公共不動産活用促進補助金</p>	<p>循環型社会の形成に寄与する効果が大きいと認められる産業廃棄物のリサイクル施設の整備に対し補助する。 (補助率: 県1/3 ※補助金の上限額: 30,000千円)</p> <p>産業団地の整備を促進するため、開発候補地調査等を行う市町村に対し補助する。</p> <p>企業誘致の受け皿として活用するため、遊休公共不動産の整備等を行う市町村に対し補助する。</p>

<p>(4)地域における情報化 無線システム普及支援事業(携帯電話等エリア整備事業)</p>	<p>携帯電話等の利用可能な地域を拡大し、地域間の情報通信格差是正を図るため、過疎地等において、市町村が携帯電話等の基地局施設を設置する場合、その設置経費の一部を補助するもの。</p> <p>(補助率: 国1/2~2/3)</p>
<p>(5)再生可能エネルギーの利用の推進 エネルギー利用モデル構築促進事業</p>	<p>地域の再生可能エネルギー資源を利活用するモデル事業等について、その事前調査(事業可能性調査)に対して補助。(R3年度で終了)</p>

Ⅱ 誰もが住み慣れたところで「働く」、長く元気に「暮らす」、子どもを安心して産み「育てる」ことができる地域づくり

事業名	事業内容
(1)産業の振興	
農山漁村振興交付金	<p>農山漁村における定住や二地域居住、都市との地域間交流を促進することにより、農山漁村の活性化を図る。</p> <p>(補助率: 国1/2)</p>
中山間地域等直接支払交付事業	<p>中山間地域等において適切な農業生産活動等の維持を通じて、耕作放棄地の発生防止、多面的機能の確保を図る市町村に対し、交付金を交付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象地域 特定農山村法、山村振興法、過疎法、離島振興法等の9法指定地域 ・ 対象農地 農業生産条件の不利な農振農用地区域内で一定の要件を満たす1ha以上の一団の農地 ・ 対象行為 集落協定等に基づき、5年間以上継続して行われる耕作放棄地の発生防止活動、景観作物の作付等の農業生産活動など <p>(負担割合 国: 1/2、県: 1/4)</p>
多面的機能支払事業	<p>農地・農業用水路等の資源の適切な保全管理に取り組む活動組織に対し交付金を交付する。</p> <p>(負担割合 国: 1/2、県: 1/4)</p>
農地耕作条件改善事業	<p>農地中間管理機構による担い手への農地集積や集約化を加速化するため、区画拡大や暗渠排水などのきめ細やかな耕作条件の改善を支援。</p> <p>(補助率: 国55/100又は定額、県0~1/4)</p>
農村環境整備事業	<p>国の補助事業の対象とならない、小規模な整備で、農業用水路などの農業基盤整備や集落排水路などの生活環境整備を支援。</p> <p>(補助率: 県2/5~1/2)</p>
流域湛水減災対策事業	<p>流域治水プロジェクトが策定されている河川流域において、広域的な農業被害の軽減を目的として実施される整備で、農業用ハウスの整備と一体的に行う区画整理や、クリークを活用した先行排水のための浚渫、用排水路及びゲートの補修などを支援。</p> <p>(補助率: 県1/2)</p>
造林事業	<p>木材の生産をはじめ、水源のかん養、土砂の流出防止等、森林の有する多面的機能の維持・増進を図るため、森林の整備に対して助成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林環境保全直接支援事業 ・ 特定森林再生事業 ・ 県単造林事業 <p>(補助率は「交付規程」による)</p>
木造公共建築物等施設整備事業	<p>木材の需要拡大を図るため、地域材利用の波及効果が高い木造公共建築物等の整備を支援。</p> <p>(補助率は「交付要綱」による)</p>
森林整備推進対策事業	<p>林業の成長産業化を実現するため、間伐材生産や高性能林業機械、木質バイオマス関連施設、木材加工流通施設、苗木生産施設等の整備を支援。</p> <p>(交付率は「交付要綱」による)</p>

<p>荒廃森林整備事業</p> <p>特用林産基盤整備事業</p> <p>水産多面的機能発揮対策事業</p> <p>福岡県リサイクル施設整備費補助金</p> <p>福岡県産業団地整備促進補助金</p> <p>福岡県遊休公共不動産活用促進補助金</p>	<p>公益的機能が十分に発揮できる緑豊かな森林を次世代に引き継ぐため、福岡県森林環境税を活用し、荒廃の恐れのある森林の整備を実施する市町村に対して交付金を交付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 荒廃森林の整備 ・ 荒廃森林の公的取得 (交付率: 県10/10) <p>特用林産物の生産、流通基盤の整備を図るための特用林産物造成事業、展示林等整備事業、作業道等整備事業、ほだ場等の整備事業に対し補助する。</p> <p>(補助率: 県3/10~4/10)</p> <p>漁場の環境・生態系を保全する活動に取り組む活動組織に対し交付金を交付する。</p> <p>(負担割合 国: 7/10以内、県: 2/10以内)</p> <p>循環型社会の形成に寄与する効果が大きいと認められる産業廃棄物のリサイクル施設の整備に対し補助する。</p> <p>(補助率: 県1/3 ※補助金の上限額: 30,000千円)</p> <p>産業団地の整備を促進するため、開発候補地調査等を行う市町村に対し補助する。</p> <p>企業誘致の受け皿として活用するため、遊休公共不動産の整備等を行う市町村に対し補助する。</p>
<p>(2)医療の確保</p> <p>へき地診療所運営費補助事業</p> <p>へき地診療所整備事業</p> <p>へき地患者輸送車整備事業</p>	<p>市町村が設置したへき地診療所の運営費に対して支援を行う。</p> <p>(補助率: 国2/3)</p> <p>市町村が設置したへき地診療所の施設整備や医療機器等の設備整備に対して支援を行う。</p> <p>(補助率: 国1/2)</p> <p>市町村が行うへき地患者輸送車の整備に対して支援を行う。</p> <p>(補助率: 国1/2)</p>
<p>(3)集落の整備</p> <p>過疎地域等持続的発展支援交付金 (過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業)</p> <p>(過疎地域持続的発展支援事業)</p> <p>(過疎地域集落再編整備事業)</p> <p>(過疎地域等遊休施設再整備事業)</p>	<p>「集落ネットワーク圏」(小さな拠点)において、生活支援や「なりわい」の創出等の地域課題の解決に資する取組を幅広く支援。</p> <p>(交付率: 国10/10) (交付対象経費の限度額: 15,000千円) ※下記事業については、限度額を上乗せ ①専門人材を活用する事業(+5,000千円) ②ICT等技術を活用する事業(+10,000千円) 上記(①+②)併用事業(+15,000千円)</p> <p>過疎地域の持続的発展に必要な人材育成事業、ICT等技術活用事業を支援。</p> <p>(交付率: 過疎市町村…国10/10、県…国1/2) (交付対象経費の限度額: 20,000千円)</p> <p>ポストコロナ社会を見据え、都市部から過疎地域への移住を推進するとともに、過疎地域における定住を促進するため、定住促進団地の整備や空き家を活用した住宅整備等を支援。</p> <p>(交付率: 国1/2以内)</p> <p>過疎地域内の遊休施設を有効活用し、地域間交流促進や地域振興に資する施設へ再整備する取組を支援。</p> <p>(交付率: 国1/3以内) (交付対象経費の限度額: 60,000千円)</p>

<p>「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業</p> <p>小さな拠点形成促進事業補助金</p> <p>市町村振興資金貸付事業</p> <p>個性ある地域づくり推進事業</p>	<p>基幹集落に複数の生活サービスや地域活動の場を集め、周辺集落とネットワークで結ぶモデル的な「小さな拠点」の形成を推進するため、遊休施設を活用した既存施設の再編・集約に係る改修を支援。</p> <p>(補助率:市町村等…国1/2以内、NPO法人等…国1/3以内)</p> <p>小さな拠点形成のために行う合意形成に向けた話し合い、取組体制の構築、将来計画策定を支援。</p> <p>(補助率:県1/2以内 ※補助金の上限額:1,000千円)</p> <p>市町村等が行う総合的かつ計画的な街づくり、地域づくりに必要な事業について貸し付けを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般分 ・公共施設の整備のため必要な事業 ・合併市町村まちづくり事業分 合併市町村基本計画に基づいて実施するまちづくり事業 <p>地域の固有の資源を活かした個性ある地域づくりを推進するため、ハード事業やソフト事業に対し補助する。</p> <p>(補助率:県1/2以内)</p>
<p>(4)高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、子育て環境の確保</p> <p>福岡県地域密着型施設等整備補助事業</p> <p>安心・安全な子どもの居場所支援</p>	<p>「福岡県高齢者保健福祉計画(第9次)」「令和3年度～令和5年度」に基づき、高齢者が可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営めるよう、地域密着型特別養護老人ホームや、認知症高齢者グループホーム、定期巡回随時対応型訪問介護看護等の地域密着型の高齢者福祉施設等の整備を補助するもの。</p> <p>家庭や学校に居場所のない子どもに対して、子どもとその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供を行うとともに、子ども・家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の支援を包括的に提供する市町村に必要な経費を助成する。</p>

Ⅲ くらしと産業を支える社会基盤の整備

事業名	事業内容
<p>(1)交通施設の整備、交通手段の確保</p> <p>林道事業</p>	<p>効率的な林業経営、森林の適正な管理、生活環境の改善及び地域産業の振興を図るため市町村等が実施する林道事業に対し補助する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 林道開設 (補助率:国4.5/10~5/10 県0.5/10) ・ 林道改良 (補助率:国3/10~5/10 県0.5/10、1/10) ・ 林道舗装 (補助率:国1/3~1/2 県0.5/10、1/10) ・ 県単林道 (補助率:県4/10) ・ 地域活性化事業 (補助率:県1/10) ・ 林道点検、診断、保全 (補助率:国1/2 県0.5/10)
<p>(2)生活環境の整備</p> <p>浄化槽設置整備事業</p> <p>浄化槽市町村整備推進事業</p> <p>個別排水処理施設整備事業</p> <p>小規模集合排水処理施設整備事業</p> <p>農業集落排水事業</p>	<p>公共下水道等の未整備地域における生活排水対策を推進するため、浄化槽の設置者に対して設置費用の助成を行っている市町村を対象に助成する。</p> <p>(交付(補助)率:国 事業費の1/3又は1/2 県 事業費の1/3又は1/2)</p> <p>生活排水対策及び生活基盤整備を緊急に実施する必要がある地域において、市町村自らが設置主体となって浄化槽の面的整備を行う事業を対象に助成する。</p> <p>(交付(補助)率:国 事業費の1/3又は1/2 県 事業費の7.5%)</p> <p>下水道や農業集落排水施設等により汚水等を集積的に処理することが適切でない地域について、生活雑排水等の処理の促進を図るため、市町村が公営企業として地方単独事業により個別浄化槽の整備を行う事業で、1事業年度で原則として10戸以上20戸未満の住宅等について整備するものを対象に助成する。</p> <p>(補助率:県 事業費の7.5%)</p> <p>市町村が汚水等を集積的に処理する施設であって、処理対象戸数が原則として2戸以上20戸未満の小規模なものを地方単独事業により実施するものを対象に助成する。</p> <p>(補助率:県 事業費の7.5%)</p> <p>農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水若しくは雨水を処理する施設、汚泥、処理水又は雨水の循環利用を目的とした施設を整備しようとする市町村に対し補助金を交付する。</p> <p>(補助率:国 50%、県 7.5%以内)</p>